令和８年 11 月 16 日

第 55 回　滋賀地方労働審議会の開催について

標記の滋賀地方労働審議会（以下「審議会」という。）を下記のとおり開催します。
傍聴を希望される方は、下記２の申込要領によりお申し込みください。

記

１　開催日時等

日　　時	令和８年 12 月２日（水）　午後２時～午後４時
場　　所	滋賀労働総合庁舎６階会議室　大津市打出浜１４番１５号
議　　題	⑴ 令和８年度滋賀労働局の取組　～令和８年９月末の状況～ ⑵ その他
傍聴者数	４人

２　申込要領

(1) 傍聴希望の方は、電子メールで以下の事項を明記のうえ、お申し込みください。
なお、審議会の冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。

・傍聴を希望される審議会名
・氏　名および住　所
・勤務先又は所属団体
・連絡先電話番号及びメールアドレス
・頭撮りの希望の有無

(2) 申込締切日　令和８年　11 月　30 日（月）17 時必着

(3) 申込先メールアドレス：soumusoumuka25@mhlw.go.jp
（申込到着後、返信メールを送信します。(2)の締切までに返信が届かない場合は、翌 12 月１日午前中までに必ず電話でお問い合わせください。）

(4) 希望者多数の場合は事務局で抽選を行います。 抽選の結果は、電話又はメールで連絡します。

(5) 当日、申込者本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることがわかるものをお持ちください。

３　その他

(1) 傍聴される場合は、別添「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。

(2) 車椅子の利用など配慮が必要な方は、申込時にその旨お書き添えください。また、介助の方がおられる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

本件お問い合わせ先
滋賀地方労働審議会事務局
電話　077-522-6647

傍聴される皆様への留意事項

1　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2　携帯電話・スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
3　審議会開始直前以外の写真撮影やビデオ撮影、録音をすることはできません。
4　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は行わないでください。
5　審議会委員等の言論に対し、意見の陳述や賛否の表明、拍手をすることはできません。
6　新聞又は書籍の類を閲覧することはしないでください。
7　審議会途中での入退室は、やむを得ない場合のみとします。
8　はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はしないでください。
9　凶器その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底をお願いします。
11 その他、事務局の指示に従ってください。

これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

滋賀地方労働審議会